

「未利用口座管理手数料」の 既存口座への適用および規定改定のお知らせ

2024年9月2日

西武信用金庫では、口座の不正利用防止およびマネー・ローンダリング等の対応や、口座の維持・管理のため、2021年10月1日以降に新規開設され、2年以上未利用の普通預金等を対象に「未利用口座管理手数料」を導入しておりますが、2021年9月30日以前に開設された口座にも適用させていただくことといたしました。

なお、本取扱いは、2年以上未利用の状態となった普通預金等に適用するものであり、日頃より入出金や口座振替等のお取引のある口座に適用することはありません。
何卒ご理解とご協力をたまわりますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料の概要

対象預金	普通預金(総合口座、決済性預金を含む)
未利用口座となる条件	最後のお預入れまたは払戻し(当該口座の利息入金および本手数料の引落しは除きます)から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない預金口座が対象です。 ただし、以下の場合は対象外となります。(手数料のご負担はございません) (1) 口座残高が10,000円以上の場合 (2) 対象となる口座の取引店舗で融資取引がある場合 (3) 対象となる口座の取引店舗で他の金融資産(定期性預金・投資信託・国債・出資金等)の取引がある場合 * その他お取引の状況により対象外となる場合がございます
手数料金額	年間1,320円(消費税込)
未利用口座管理手数料について	<ul style="list-style-type: none">● 未利用口座管理手数料は、お客さまの口座が未利用となった場合、郵送等により事前にご案内いたします。● 送付した「ご案内」が延着または到達しなかった場合でも通常到達すべき時に到達したものといたします。 * この「ご案内」により口座をご確認のうえ、再度ご利用いただくか、ご利用の予定がない場合は、口座不正利用防止の観点からご解約されることをお勧めいたします。 (再度のお預入れまたは払戻しをされるか、ご解約されると、未利用口座管理手数料はかかりません)● ご案内後、一定期間(約3ヵ月)経過後もご利用またはご解約のお手続きがない場合、手数料を引落しさせていただきます。
口座の自動解約について	<ul style="list-style-type: none">● お客さまの口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、お客さまの口座残高(解約利息を含みます)をもって、未利用口座管理手数料の一部として引落しのうえ、この口座を自動的に解約いたします。● なお、未利用口座管理手数料のご返却、および解約後の口座の再利用には応じかねますので、あらかじめご了承ください。 * お客さまの口座残高を超えたご負担はございません。 * 口座解約後、お客さまのお手続きは一切ございません。● 未利用口座管理手数料の引落し後、自動解約された口座の通帳およびキャッシュカードはご利用になれません。
口座の任意解約について	<ul style="list-style-type: none">● 口座をご解約される場合は、「ご案内」のハガキ、該当口座の通帳・キャッシュカード(発行済の場合)、お届け印もしくは公的な顔写真入り本人確認書類(有効期限内)をご持参のうえ、お近くの店舗へご来店ください。 手数料引落日前日までにご解約いただければ、手数料はかかりません。● 通帳、お届け印を紛失されている場合は、「ご案内」のハガキと公的な顔写真入り本人確認書類(有効期限内)をご持参のうえ、お近くの店舗へご来店ください。

* 未利用口座管理手数料の取扱いに変更がある場合は、ホームページ等でお知らせします。

2. 改定する規定の新旧対照表

普通預金規定

西武信用金庫 普通預金規定 新旧対照表

改定後	改定前
一部省略	一部省略
19.未利用口座管理手数料の取扱い (1) <u>削除</u> 普通預金口座(総合口座を含みます) は、当金庫が定める一定期間、利息決算以 外の預入れまたは本手数料以外の払戻がない 場合には、未利用口座となります。	19.未利用口座管理手数料の取扱い (1) <u>令和3年10月1日以降に開設された</u> 普通 預金口座(総合口座を含みます)は、当金 庫が定める一定期間、利息決算以外の預入 れまたは本手数料以外の払戻がない場合に は、未利用口座となります。
以下省略	以下省略

下線部が変更箇所となります。

3. 改定日

2024年12月1日

4. 未利用口座管理手数料に関するQ&A

ご不明な点がございましたら、お気軽にお取引店までお問い合わせください。

以上